

危険運転認め懲役20年

「飲酒による故意」

高裁 一審の「脇見」破棄

福岡3児死亡事故



今林大被告

福岡市東区で二〇〇六年に起きた飲酒運転による三児死亡事故で、危険運転致死傷罪などに問われた元市職員今林大被告(三〇)の控訴審判決が十五日、福岡高裁であった。岡山博生裁判長は「事故原因は相当量の飲酒をしたもので、脇見が原因とした一審判決の事実認定は誤り」と認め、業務上過失致死傷罪と道交法違反(酒気帯び運転など)の罪で懲役七年六月(求刑懲役二十五年)とした一審・福岡地裁判決を破棄し、危険運転致死傷罪などを適用、懲役二十年を言い渡した。幼い子ども三人の命が奪われた悲惨な飲酒事故で、危険運転致死傷罪の適用が最大の焦点だったが、高裁は一転して成立を認めた。今林被告は出廷しなかった。弁護側は上告する方針。

判決理由で岡山裁判長は「事故現場の橋には中央線から歩道側に傾斜があり、直進するには絶えずハンドルの微調整が必要。時速百キロの速度で長

時間脇見運転は不可能」と指摘。事故原因に

「飲酒による視覚能力が低下し、先行車の存在を間近に迫るまで認識できなかった」として、アルコールにより正常な運転が困難な状態だったと述べた。

酔いの程度については「三〇の幼児の尊い生命を奪っており結果は重大。証拠隠滅まで画策し、体のバランスを崩す」と述べた。

控訴審で検察側は、事故状況の再現映像を証拠として提出。「道路の傾斜により脇見運転は不可能。被告はアルコールの影響で前方の車両を認識できなかった」として危険運転致死傷罪の適用を主張。弁護側は「事故は脇見運転が原因。被害車両にも過失がある」として、減刑を求めていた。

適正な判決
庄地保・福岡高検次席
検事の話 危険運転致死傷罪の成立が認められたことは適正な判決であると思っている。

飲酒運転撲滅取り組み
吉田宏・福岡市長の話
元市職員がこのような判決を受ける事故を起こしたことをあらためて申し訳なく思っている。悲

惨な事故を風化させないことが大事であると考えており、今後も全市をあげて飲酒運転撲滅運動に率先して取り組んでいく。

同じ事実認定逆の判断

危険運転 適用の難しさ浮き彫り

【解説】福岡市の飲酒運転三児死亡事故で、被告が酒に酔っていたことを自覚していたと結論づけ、事故の故意性を認定。一つの事実について、判断が大きく分かれた。法務省によると、危険運転罪で起訴した後、一審で業務上過失致死傷罪

は逆の判断を示し、被告が酒に酔っていたことを自覚していたと結論づけ、事故の故意性を認定。一つの事実について、判断が大きく分かれた。法務省によると、危険運転罪で起訴した後、一審で業務上過失致死傷罪

は逆の判断を示し、被告が酒に酔っていたことを自覚していたと結論づけ、事故の故意性を認定。一つの事実について、判断が大きく分かれた。法務省によると、危険運転罪で起訴した後、一審で業務上過失致死傷罪

福岡3児死亡事故

2006年8月25日夜、福岡市東区の中道大橋で、飲酒後に運転していた元市職員今林大被告(三〇)の乗用車が、大上哲史(あきお)さん(三〇)一家五人が乗った多目的レジャー車(RV)に追突。大上さんの車は海中に転落し、長男松本(ひろあき)ちゃん(当時三)、次男楠村(あき)ちゃん(当時二)、長女松本(あき)ちゃん(当時一)の三人が死亡した。大上さん(三〇)が水死した。大上さん

と妻がおりさん(三〇)も負傷した。一審で検察側は、今林被告が泥酔状態で車を運転したこと、危険運転致死傷罪と道交法違反(酒気帯び運転)の二罪で懲役二十五年(求刑懲役二十五年)で起訴。福岡地裁は結審後、検察側に予備的訴因として追加させた業務上過失致死傷罪と道交法違反を併合した最高刑の懲役七年六月を言い渡した。



「厳罰の願い」やっと

3児死亡事故判決

両親、遺影抱き涙

「きちちゃんと裁かれた」



控訴審判決の後、亡くなった3人の遺影を抱えて記者会見に臨む大上哲央さん（右）かおりさん夫妻＝15日午前10時50分、福岡市中央区の福岡県弁護士会館

「一審判決を破棄し、懲役二十年に処する」。愛するわが子三人の命を一瞬间にして奪われた悲しみから二年九月。福岡高裁で十五日にあった飲酒運転三児死亡事故の控訴審判決は、酔いを自覚しながら運転したとして被告を断罪した。「過失犯」ではなく「故意犯」と明確に位置付けた。飲酒運転の撲滅を求め、危険運転致死傷罪による「厳罰」を訴えてきた両親は法廷で喝采をもらい、子どもたちの遺影を強く抱きしめた。

【一面参照】

— 3児死亡事故 控訴審の主な争点 —

被害者の過失	事故原因	酔いの程度	検察側	弁護側	一審判決	高裁判決
被害者は居眠り運転はしていない。被告の主張するような衝突直前の急ブレーキもなかった	アルコールの影響で正常な運転が困難な状態だった。前方を認識する能力を著しく欠いた結果、被害車両の発見が遅れた	自宅と飲食店で多量の酒を飲み、酩酊（めいてい）状態だった	検察側	弁護側	一審判決	高裁判決
被害者は居眠り運転し、被害車両のライトに驚いて急ブレーキした過失がある。これで被害が拡大した	脇見運転で対応が遅れた。アルコールの影響で正常な運転が困難な状態ではなかった	呼気1リットル当たりのアルコール分は0.25g/kg。酔いは酒気帯び程度だった	検察側	弁護側	一審判決	高裁判決
居眠り運転をうかがわせる事情は全く見受けられない	漫然と進行方向の右側を脇見していたが原因。アルコールの影響で正常な運転が困難な状態ではなかった	蛇行運転や居眠り運転は大きく、酒気帯び程度だった	検察側	弁護側	一審判決	高裁判決
居眠り運転していたとは考えられない。弁護人らの主張はいずれも採用できない	道路には左の車がおり、長時間の脇見運転は不可能。アルコールの影響で先行車を認識できず、正常な運転が困難な状態だった	相当量の飲酒で視覚探索能力が低下していた。危険な状態にあった。酔っていることも自覚できていた	検察側	弁護側	一審判決	高裁判決

両親の大上哲央さん（左）と大上かおりさん（右）は「きちちゃんと裁かれた」と思っている。大上さん夫妻は事故後、各地で飲酒運転の撲滅と厳罰化を求め、署名活動に加わってきた。しかし、子どもを助けられなかった暗い海の記憶は今も消えない。熱心な活動はときに、心無視線にもさらされた。稲やかに生活する場所を奪われ、今は福岡の地を離れて暮らす。

閉廷後の記者会見。かおりさんは「紗彬、倫彬、紗彬の命が奪われた原因の悪質さがきちんと裁かれたんだと胸にこみあげた」と語り、私たちが思い続けるものがありました」と語り、泣きながら話した。大上哲央さん（左）と大上かおりさん（右）は「きちちゃんと裁かれた」と思っている。大上さん夫妻は事故後、各地で飲酒運転の撲滅と厳罰化を求め、署名活動に加わってきた。しかし、子どもを助けられなかった暗い海の記憶は今も消えない。熱心な活動はときに、心無視線にもさらされた。稲やかに生活する場所を奪われ、今は福岡の地を離れて暮らす。

市民感情に沿う判断
交通事故裁判に詳しい加茂隆康弁護士（第一東京弁護士会）の話。市民感情に沿い、健全な良識を働かせた認定・判断であり、ようやく裁判所に正義が復活したと言える。飲酒運転は許されない」という強いメッセージが読み取れる。一審判決は理論的に考え過ぎ

て、市民感情から懸け離れていた。今月スタートする裁判員制度は、世論の動きを柔軟に刑事裁判に反映させる制度で、危険に反発する感も、ただ「故意の立証や弁護側の主張を退けるには判決理由の分量が短く、アルコールの影響と断ずるにはもって片念の実証が必要だったのではないかと。証明としては不十分で、検討の余地がある。きない判決で、上告したい」と、厳しい表情で語った。春山弁護士は判決について、「適用条文の要件事実を一つずつ積み重ねる作業に欠けている印象を持った」と述べた。特に、「視覚による探索能力が不能」という認定が矛盾しないか疑問を持つ。視認能力という、外部からは観察することのできないものを判断基準にした判例は、自分の知る限りではない。検証が必要だ」と指摘した。一方、この日は出廷していない今林被告については「本人は一審以来、一貫して『いかなる刑にも服する』と言っている。今日中にも判決を報告し、上告の意思を確認したい」と話した。